

年 月 日

多可町長 宛

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

電話番号 \_\_\_\_\_

### 空き家バンク登録・変更申込書

多可町空き家等情報バンク制度実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、次のとおり登録・変更を申込みます。

1 契約交渉について、次のいずれかを選択します。（該当する項目に✓を入れてください）

**直接取引** 契約交渉に関わるすべてについて、所有者等と利用者との間で責任を持って行います。

**間接取引①** 既に仲介業者があるとき  
契約交渉に関わるすべてについて、次の宅地建物取引業者の仲介により行います。

仲介業者名	
住 所	
連 絡 先	
取引態様	媒介（ <input type="checkbox"/> 専属専任 ・ <input type="checkbox"/> 専任 ・ <input type="checkbox"/> 一般） / <input type="checkbox"/> 代理

**間接取引②** 仲介業者が決まっていないとき  
契約交渉に関わるすべてについて、多可町に登録している宅地建物取引業者の中から仲介業者を選択し、依頼します。併せて上記登録業者に、空き家バンク登録カードの情報を提供することを承諾します。

2 登録内容は、別紙「空き家バンク登録カード(様式第2号)」記載のとおりです。

3 同意事項(確認された項目に✓を入れてください)

登録のための空き家調査及び問合せには、誠意を持って協力します。

様式第1号（第4条関係）

- 登録内容の確認に際し、担当職員が住民基本台帳及び課税台帳等を閲覧し、又は写しを取得、保有することを承諾します。
- 登録した空き家等の情報の一部（所在地、物件の概要及び写真）について、多可町のWebサイト等を通じて広く提供されることに同意します。
- 登録した空き家等の情報の一部（所在地、物件の概要及び写真）について、窓口での情報提供のみ同意します。
- 空き家バンクの利用登録者及び登録事業者に対して、登録された情報を提供されることに同意します。

4 誓約事項（確認された項目に✓を入れてください）

- 空き家バンク登録カードの記載内容に偽りはなく、物件は同要綱第4条第4項各号の規定に該当しないことを誓約します。
- 要綱第14条に関し、物件の売買や賃貸借に関する交渉、契約、問題解決等については、所有者等及び取扱事業者と利用登録者の間で責任をもって行います。
- 利用登録者との交渉及び契約を通じて得られた情報については、空き家バンクの目的に従って利用し、決して他の目的に利用しないことを誓約します。
- 登録申込者及び生計を一にする同居の親族は、多可町暴力団排除条例（平成24年多可町条例第34号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者ではありません。

5 注意事項（確認された項目に✓を入れてください）

- 間接取引の契約交渉については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項に規定する範囲内の仲介報酬等がかかります。
- 多可町空き家バンクでは、情報の提供や必要に応じての連絡調整等は行いますが、物件登録者、登録事業者と利用登録者間で行う物件の売買や賃貸借に関する交渉、契約等に関しての媒介行為は行っていません。
- 登録期間は2年間です。なお、再登録した場合は、この限りではありません。